

デイサービス大井川 契約書

社会福祉法人 高幡福社会

_____（以下「甲」という。）と社会福祉法人高幡福祉会デイサービス大井川（以下「乙」という。）は、乙が甲に対して行う地域密着型通所介護サービス又は介護予防通所介護サービスについて、次のとおり契約します。

第1条 <契約の目的>

1. 乙は、介護保険法の趣旨に従い、甲がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的として、地域密着型通所介護サービス又は介護予防通所介護サービスに（以下「サービス等」）を提供します。
2. 甲は、前項のサービスに対する利用料自己負担分を、乙に支払うこととします。

第2条 <契約期間と更新>

1. この利用契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日とします。
ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護（要支援）状態区分の変更の認定を受け、要介護（要支援）認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護（要支援）認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。
2. 契約期間満了日の1ヶ月前までに甲から乙に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、乙が甲に対し契約更新の意思を確認し、契約を同一内容により更新するときは、自動的に更新し、新しい契約期間を記載するものとします。
3. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護（要支援）認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護（要支援）状態区分の変更の認定を受け、要介護（要支援）認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の要介護（要支援）認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条 <サービス計画等の作成・変更>

1. 乙は、甲の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したサービス計画（以下「ケアプラン」という）を、速やかに作成します。
2. 乙は、ケアプランについて甲及びその家族等に対し、その内容を説明し、同意を得た上で決定するものとし、これを交付します。
3. 乙は、ケアプランの作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。乙は、甲に係るケアプランの変更の必要があると認められた場合に

は、甲及びその家族等と協議して、ケアプランを変更するものとし、甲及びその家族等に対して説明し、その内容を確認するものとします。

4. 甲は乙に対し、いつでもケアプランの内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、乙は、明らかに変更の必要のないとき及び甲の不利益となる場合を除き、甲の希望に沿うようにケアプランの変更を行います。

第4条 <サービス等の内容>

1. 乙は、ケアプランに沿って、甲に対し食事、介護サービス、機能訓練、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。又、ケアプランが作成されるまでの期間も、甲の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
2. 乙は、甲の人権の擁護、虐待の防止の為に、必要な措置を講じるよう努めます。
3. 乙は、サービス等の提供にあたり、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。ただし、緊急やむを得ず甲の行動を制限する場合は、甲及びその家族等に対し行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明し、サービス等の提供記録にその内容を記載します。
4. 乙は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、甲の心身状況等を把握するように努めます。

第5条 <運営規程の遵守>

1. 乙は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、甲に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯設備の維持管理を行うものとします。
2. 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、甲、乙ともに遵守するものとし、乙がこれを変更する場合は、甲に対して事前に説明することとします。
3. 甲は、前項の変更に同意できない場合には、本契約を解除することができます。

第6条 <利用日の中止・変更・追加>

1. 甲は、利用期日前において、サービス等の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、甲はサービス実施日の前日までに乙に申し出るものとします。
2. 乙は、前項に基づく甲からのサービスの利用の変更・追加の申し出に対して、乙が満員で甲の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を甲に提示して協議するものとします。

第7条 <サービス提供の記録等>

1. 乙は、サービス等に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
2. 乙は、甲に対し、保管する甲に関する記録の閲覧、複写物の交付に応じます。

第8条 <サービス等の利用料金>

1. 甲はサービス等の対価として、「重要事項説明書」に定める料金を基に計算された月ごとの合計額を支払います。
2. 乙は、当月の利用料金の合計額を請求書に明細書を付して、翌月5日頃に甲に通知します。
3. 甲は、当月の利用料金の合計額を請求書にて確認した上で、1週間以内に乙に支払うものとします。
4. 乙は甲又はその家族等から、利用料金を受領した時は、甲に対し領収書を発行します。

第9条 <利用料金の変更>

1. 第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、乙は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。また、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、乙は、一定の期間を定め、甲に対して変更を行う旨の説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
2. 甲は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約は解約することができます。

第10条 <利用者負担の滞納>

1. 甲が正当な理由なく乙に支払うべきサービス利用料金を3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずその支払いがないときは、この契約を解約する旨の催告をすることができます。
2. 乙は前項に定める期間が満了した場合は、文章によりこの契約を解約することができます。

第11条 <甲の解約権>

契約の有効期間であっても、甲から乙へ契約の解約を申し出ることができます。この場合は1ヶ月以上の予告期間をもって解約届出書にて届け出るものとし、予告期間満了日には解約されます。

第12条 <乙の解約権>

乙は、甲の著しい不審行為により契約を継続することが困難となった場合等には、その理由を記載した文書によって契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間をもって申し出るものとし、予告期間満了日にこの契約は解約されます。

第13条 <契約の終了>

次のいずれかの事由が発生した場合、この契約は終了するものとします。

1. 第2条に基づく契約期間が、満了したとき
2. 第9条に基づき、乙から解約されたとき
3. 第10条に基づき、乙から解約されたとき
4. 第11条に基づき、甲から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
4. 第12条に基づき、乙から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①甲が介護保険施設に入所した場合
 - ②甲の要介護度区分が自立と認定された場合
 - ③甲が死亡したとき

第14条 <乙の損害賠償>

乙はサービス等の提供にあたって甲の生命・身体・財産に損害を与えた場合にはその損害を賠償します。ただし、自らの責めに記すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

第15条 <甲の賠償責任>

甲の故意、重過失により設備または備品につき、通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、その費用は甲の負担となります。

第16条 <甲の権利>

甲及びその家族等は以下の権利を乙に対して主張することができます。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利
- ② サービス等の利用において、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重される権利
- ③ 安心感と自信を持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境でサービス等を受ける

権利

- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受ける権利
- ⑤ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られる権利
- ⑥ 暴力や虐待、及び身体的・精神的拘束を受けない権利
- ⑦ サービス等の利用において、いかなる差別を受けない権利
- ⑧ サービス等の利用について職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受ける権利

第17条 <事業所利用に当たっての注意義務等>

甲が、乙のサービス等を受ける場合は、次のことに留意し、利用するものとします。

- ① サービス等の提供を受けようとする利用者は、サービスの利用の際に体調の異常や異変があれば、その旨を知らせるものとします。
- ② 乙の規則を遵守し、業務運営に支障をきたすような行為はしないものとします。
- ③ 管理者及び職員の指示に従うものとします。
- ④ みだりに大声を発したり、他の利用者に迷惑を及ぼす等、粗暴に亘る行為はしないものとします。
- ⑤ 原則として事業所内は禁煙とし、職員の指示に従うものとします。
- ⑥ 故意又は甲の過失等により、建物及び備品等を滅失、破損、又は汚損しないものとします。

第18条 <守秘義務等>

- 1. 乙及びサービス従事者は、業務上知り得た甲又はその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。これは、本契約が終了した後も継続します。
- 2. 前項の規定にかかわらず乙は、甲に医療上緊急の必要性が生じた場合や他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合等、別途定める利用目的の範囲内で甲又はその家族等の同意を得た上で、その個人情報を提供できるものとします。

第19条 <相談及び援助>

乙は、常に甲の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、甲及び家族等の心配事や悩みについて相談に応じます。

第20条 <苦情対応>

1. 甲は、提供されたサービス等に苦情がある場合は、乙、市町村及び国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 乙は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合は、迅速かつ適切に対応します。

電話番号：0880-29-1235

苦情受付窓口：小谷 香代

苦情等解決責任者：山野上 澄江

受付時間：毎週月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）

9：00～17：00

第21条 <緊急時の対応>

1. 乙は、甲が病気またはけがにより診断、治療が必要となった場合、その他必要な場合は、甲の主治医または乙の協力医療機関において速やかに必要な治療等が受けられるよう、必要な措置を行います。
2. 乙は、甲が急に身体等の具合が悪くなった場合は、医師と連絡をとり協力医療機関での救急治療あるいは救急入院が受けられるよう努めます。

第22条 <裁判管轄>

甲と乙は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、甲の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることに合意します。

第23条 <協議事項>

この契約の定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法その他関連法令等の定めるところにより、甲、乙及び甲の身元引受人が協議の上、誠意をもってすすめます。

この契約の証として本契約書を2通作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各自1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

【甲】 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

また、第18条第1項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【署名代筆者】

私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり上記署名を行いました。

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄) 印

【乙】 私は、利用者の申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事業者名 高知県高岡郡四万十町大井川1462番地1

社会福祉法人 高幡福社会

デ イ サ ー ビ ス 大井川

代表者名 理 事 長 大 西 利 栄 子 印

【家族代表】

私は、第18条第1項に定める甲の家族の個人情報の使用について、同意します。

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄) 印